



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課） 1
- 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業支援課） 1

告 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 3
- 事業の認定（用地課） 3
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 4
- 道路の区域の変更・5件（道路管理課） 4
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 6
- 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課） 7
- 屋外広告物講習会の開催（都市計画・モノレール課） 7

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（空港課） 7
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・10件（都市計画・モノレール課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所） 10
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部捜査第一課） 12

規 則

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第2号

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県工業技術交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第3号

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（平成24年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2条第3項各号」を「第3条第3項各号」に改める。

第4条第1項中「0.50パーセント」を「0.45パーセント」に改め、同項第10号中「同条第9項」を「同条第11項」に、「同法第41条第1項」を「中心市街地活性化法第49条第1項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の次に「又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同項第11号中「同法第41条第1項」を「中心市街地活性化法第49条第1項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の次に「又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同項第12号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第10条第2項」を「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第9条第2項」に改め、同項第15号中「第4条第1項の認定をうけた商店街活性化事業計画」を「第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改め、同項中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 別表第1の5の項から7の項まで、9の項又は10の項に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであって、知事が別に定める基準に該当するものであること。

第5条第2項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

別表第1の1の項貸付対象事業の欄中「であって、」の次に「省令第26条第1項の基準及び」を加え、同表2の項貸付対象事業の欄中「であって、」の次に「省令第26条第2項の基準及び」を加え、同表3の項貸付対象事業の欄中「であって、」の次に「省令第27条の基準及び」を加え、同表4の項貸付対象事業の欄中「であって、」の次に「省令第27条の2の基準及び」を加え、同表7の項貸付対象事業の欄中「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取予約付きで賃貸するものを除く。）」を削り、同表8の項貸付対象事業の欄第3号中「事業」の次に「のうち、省令第32条及び第33条の要件に該当する事業」を加え、同表9の項貸付対象事業の欄中「であって、」の次に「省令第34条第1項の基準及び」を加え、同表10の項貸付対象事業の欄中「であって、」の次に「省令第35条第1項の基準及び」を加え、同表11の項貸付対象事業の欄を次のように改める。

11 地域産業創造基盤整備事業

政令第3条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに掲げる地域産業の創造に関する計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハに掲げる地場産業の振興に関する計画又は同号ニに掲げる認定支援計画に基づいて実施する事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの

別表第1の12の項貸付対象事業の欄を次のように改める。

12 商店街整備等支援事業

政令第3条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに掲げる商店街整備等支援計画、同号ロに掲げる認定基盤施設計画、同号ハに掲げる認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに掲げる商店街活性化支援事業計画に基づいて実施する事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの

別表第1の13の項貸付対象事業の欄中「第15条第1項第23号」を「第15条第1項第24号」に改め、「同項第3号ハ」の次に「、第11号及び第14号」を加え、同表14の項貸付対象事業の欄中「第15条第1項第23号」を「第15条第1項第24号」に、「及び第12号」を「、第8号、第11号、第12号及び第14号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の沖縄県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づき貸し付けられた高度化資金については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第66号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年2月9日から同月23日まで読谷村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 読谷村字楚辺2252番地の2 比嘉弘政、読谷村字座喜味20番地 真栄田武
- 2 加入区 読谷加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 読谷村漁業協同組合

沖縄県告示第67号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 起業者の名称 中城村
- 2 事業の種類 観光振興地盤強化整備事業（公共駐車場整備事業）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 中城村字安里下原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

観光振興地盤強化整備事業（公共駐車場整備事業）（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である中城村が事業主体となって、起業地内に、駐車場を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

中城村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 中城村は、沖縄本島中南部都市圏のほぼ中央に位置しており、世界遺産に登録された中城城跡をはじめとした多くの文化財を有していることから、観光振興事業の発展可能性の高い地域となっているが、観光産業の振興や多様な観光ニーズに対応する取組がまだ十分とは言えない状況にある。

そのため、中城村では、中城村第四次総合計画に掲げる観光の振興及び交流事業の推進を実現するため、中城城跡プロジェクションマッピング事業をはじめとしたイベントを開催しており、多くの観光客が訪れている。また、中城村のスポーツ・レクリエーションの拠点である吉の浦公園は、プロサッカーチームのキャンプ地として多くの人々が訪れる広域交流拠点となっており、キャンプを含む数々のイベントが開催されている。

しかし、これら中城村で行われるイベントの際に駐車場不足が生じており、中城村の観光振興に支障を来しているため、駐車場の量的整備が必要となっている。現在、イベントの際には公共施設だけでなく民有地の駐車場も利用しているが、将来的にも活用できる担保の確約を得ることは難しく、さらに、小規模駐車場が点在することにより、来場者の移動に不便を来す状況が生じている。

本件事業はこのような状況に対応するため、起業地に駐車場を整備するものである。

本事業の実施により、イベントの際の交通混雑の解消が図られ来場者の利便性向上に寄与する。さらに、誰もが安心して周辺観光ができる体制づくりを図り、中城村の観光振興に資する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な敷地面積の確保、交通アクセス、施行難易度等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、中城村では、観光振興のためのイベントの際に駐車場が不足し、観光振興に支障を来している状況にあり、また、臨時駐車場として利用している民有地について、将来的な利用の担保の確約を得ることが困難であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 中城村総務課

沖縄県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第65号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 豊見城市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・1号饒波川線

3 事業施行期間 平成28年2月12日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成28年沖縄県告示第65号の事業地のうち、豊見城市宇高安前原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年2月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字並里1237番1から 本部町字並里1236番3まで	14.1m ～ 19.8m	110.0m
新	本部町字並里1237番1から 本部町字並里1236番3まで	14.1m ～ 30.4m	110.0m

沖縄県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年2月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我410番から 名護市字呉我402番1まで	14.0m ～ 60.6m	66.3m
新	名護市字呉我410番から 名護市字呉我402番1まで	14.0m ～ 67.5m	66.3m

沖縄県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年2月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我1248番1から 名護市字呉我1248番1まで	7.9m ～ 11.3m	75.5m
新	名護市字呉我1248番1から 名護市字呉我1248番1まで	9.4m ～ 14.3m	75.5m

沖縄県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年2月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我1249番1から 名護市字呉我1249番1まで	10.8m ~ 11.4m	34.5m
新	名護市字呉我1249番1から 名護市字呉我1249番1まで	11.3m ~ 18.8m	34.5m

沖縄県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年2月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我1271番から 名護市字呉我1266番1まで	11.0m ~ 11.2m	47.0m
新	名護市字呉我1271番から 名護市字呉我1266番1まで	11.0m ~ 18.4m	47.0m

沖縄県告示第74号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、今帰仁村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 今帰仁村字古宇利地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年1月15日から同年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第75号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字宮平地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年1月19日から同年2月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 沖縄都市モノレール株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画都市高速鉄道事業
 - (2) 名称 1号沖縄都市モノレール
- 3 事業施行期間 平成25年7月9日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第406号の事業地のうち、那覇市首里汀良町3丁目、首里石嶺町1丁目及び首里石嶺町2丁目並びに浦添市字前田真知堂、前田一丁目及び前田二丁目において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第77号

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第37条第1項の規定により、講習会を次のとおり実施する。
平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年3月20日（火曜日）午前9時30分から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県自治研修所7階視聴覚研修室
- 2 講習手数料 手数料2,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 3 受講申込手続 平成30年3月2日（金曜日）までに沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は各土木事務所に備付けの受講申込書により申し込むこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（電話098-866-2408）へ問い合わせること。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（10,000リットル級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年1月31日
- 4 落札者の名称及び所在地 帝國繊維株式会社 東京都中央区日本橋二丁目1番10号

- 5 落札金額 213,624,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 安慶名土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・具1号安慶名3区線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・具2号ヌーリ川公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・具9号安慶名田場線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 てだこ浦西駅周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 てだこ浦西駅周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 てだこ浦西駅周辺地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画駐車場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 浦1 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、浦添市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・浦5号前田浦西1号線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年7月21日 沖縄県指令土第682号、平成29年11月6日 沖縄県指令土第754号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野座村字漢那松崎原2022番1ほか5筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市普天間二丁目47番16号海聖ビル2階 琉球シーサーズ

- クラブ株式会社 代表取締役 徳松晃
5 検査済証番号 平成30年1月29日 第4443号
6 工事完了年月日 平成29年12月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月27日 沖縄県指令土第267号、平成29年12月27日 沖縄県指令土第849号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長893番及び897番
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字翁長462番地の4 宗教法人ウェスレアン・ホーリネス教団沖縄第一聖潔教会 代表役員 佐久眞武三
5 検査済証番号 平成30年1月29日 第4444号
6 工事完了年月日 平成30年1月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月24日 沖縄県指令土第1090号、平成27年7月21日 沖縄県指令土第681号（変更）、平成29年6月8日 沖縄県指令土第461号（変更）、平成30年1月24日 沖縄県指令土第49号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里石嶺町4丁目335番ほか13筆（1－2工区）
3 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 種類 道路
(2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 城間幹子
5 検査済証番号 平成30年1月31日 第4445号
6 工事完了年月日 平成30年1月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月24日 沖縄県指令中土第4076号、平成29年3月24日 沖縄県指令中土第1143号（変更）
2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇寺原528番4
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字嘉手苺102番地の2 シャルムT302号 狩俣勇斗、西原町字嘉手苺102番地の2 シャルムT302号 狩俣愛
5 検査済証番号 平成29年11月22日 C第344号
6 工事完了年月日 平成29年11月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月21日 沖縄県指令中土第709号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地上千増742番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町3丁目322番地4コミュニティタウン首里3山城花織
- 5 検査済証番号 平成29年11月24日 C第345号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年2月4日 沖縄県指令中土第449号、平成29年11月27日 沖縄県指令中土第2777号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字上原運堂265番3ほか13筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市牧港三丁目12番5号 安元文
- 5 検査済証番号 平成29年11月29日 C第346号
- 6 工事完了年月日 平成29年10月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月30日 沖縄県指令中土第1234号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津西206番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津478番地 比嘉良辰
- 5 検査済証番号 平成29年12月6日 C第347号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月9日 沖縄県指令中土第522号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原838番1及び841番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原498番地V i s t a ・ M e r v e i l l e 301号 稲福啓太
- 5 検査済証番号 平成29年12月19日 C第348号
- 6 工事完了年月日 平成29年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月10日 沖縄県指令中土第518号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市字登川中川原1062番1ほか14筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根491番地2 沖縄日通エアカーゴサービス株式会社 代表取締役 高根日出夫
- 5 検査済証番号 平成29年12月21日 C第349号
- 6 工事完了年月日 平成29年11月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月9日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年4月13日 沖縄県指令中土第1317号、平成29年6月27日 沖縄県指令中土第2184号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和宇慶宇志真原792番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市喜友名二丁目12番3-202号当山アパート 仲宗根康夫
- 5 検査済証番号 平成30年1月15日 C第350号
- 6 工事完了年月日 平成30年1月8日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年2月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察捜査情報総合伝達システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年1月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 トラストコミュニケーション株式会社 名護市字豊原224番地3
- 5 落札金額 51,166,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年12月8日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--